



上尾市公告式条例等の改正案の概要

条例の目的

市民や事業者の情報アクセスの向上や市役所の業務効率化を目的とします。

制定の効果

市民や事業者は、パソコンやスマートフォンから市のホームページ上で公布・公告等を確認できるようになります。
また、市役所の業務として、電子化するために規則等への市長の署名や押印を不要とすることで、その手続を簡素化し、業務の効率化を図ります。

条例(案)の骨子

改正による変更

1. 掲示方法の変更

市役所及び5支所に設置された掲示場への掲示から、原則、市のホームページ上に設置する【電子掲示場】への掲示とします。

2. 規則の署名を記名(印字)に変更

規則を公布する際に市長が署名していましたが、これを記名(印字)に変更します。

3. 規程等の押印を廃止

規程や訓令を公布する際に市長印を押印していましたが、これを廃止し、記名のみとします。
また、規程等のほか、告示や公告等においても押印を廃止します。

4. 臨時の場合の措置(例外)

通信障害や災害等により電子掲示場への掲示ができない場合など、特別の理由があるときは、市役所前の掲示場を使用し、掲示します。

5. 1～4について、他の機関においても同様に措置

期待されるメリット

1. 市民の情報アクセス向上

➤ 掲示場に掲示する文書をホームページの掲示に変更することで、パソコンやスマートフォンからの閲覧が可能となります。

2. 業務効率化

➤ 現行規定では、公布を成立させるためには市内6か所の掲示場に文書を掲示する必要がありました。これをホームページの掲示に変更することで、書類の用意や掲示作業等について、業務改善が図られます。

3. ペーパーレス

➤ 公告式条例による手続きに要する紙は、年間約10,000枚にも上ります。ホームページへの掲示によりこれらを印刷する必要がなくなり、資源の確保につながります。

4. 文書の紛失・汚損等の防止

➤ 掲示場に掲示した紙の文書は、雨風等の影響を受け汚損等のリスクがありますが、電子であればこれらのリスクを回避できます。

■ 改正までのスケジュール

令和7年10月 市民コメント(パブリック・コメント)
12月 議案定例会日程
令和8年1月 条例公布・施行

■ インターネット環境等がない方への対応

➤ 情報公開コーナー(市役所本庁舎)や図書館本館に設置されたパソコンから閲覧できます。
➤ 印刷した掲示文書を情報公開コーナーで閲覧できるように整備します。